

水文・水資源学会誌に掲載された論文の訂正等の取り扱いについて

1. 水文・水資源学会誌に掲載された論文等（種別 A 原稿（原著論文、総説、研究ノート、解説））の訂正、取り下げ等の取り扱いは、この定めによる。（以下、これに該当する論文を「該当論文」と記す。）
2. （訂正）

該当論文に訂正の必要な事項が発生し、訂正内容を公表しなければ読者に重大な不利益を与える可能性があると考えられる場合、編集出版委員会（以下、委員会という）は著者の申し出を受けて、該当論文の訂正記事を学会誌に掲載することができる。その場合の原稿種別は「討議・コメント」であり、種別 B 原稿の取り扱い手続きによる。
3. （取り下げ）

著者から理由を付して取り下げの申し出があった場合、委員会の議を経て、取り下げを認めることがある。取り下げが認められた場合、委員会は、学会誌に、該当論文の情報並びに取り下げ理由を付して、取り下げが行われた旨を、「会告」として掲載する。同時に電子ジャーナル版の該当号に掲載されているファイルを削除する（電子ジャーナルの目次欄には取り下げられた旨の記録が残る）。
4. （削除）

理事会は相当の理由がある場合、学会誌に掲載された該当論文を削除することができる。該当論文の削除を決定した場合、理事会は、学会誌に該当論文の情報並びに削除理由を付して、削除措置を行った旨を、「会告」として掲載する。同時に電子ジャーナル版の該当号に掲載されているファイルを削除する（電子ジャーナルの目次欄には削除された旨の記録が残る）。
5. 取下げ、もしくは、削除された該当論文の掲載料・別刷代は返却しない。学会が著者に掲載料・別刷代を請求する以前に該当論文が取下げ、あるいは削除された場合であっても、著者は学会から請求された掲載料・別刷代を支払わなければならない。

以上